



高橋 由信
(朋の会)

認知症対策・聴覚障害者の コミュニケーション支援体制について

現状について

問 平成十八年四月に障がい者自立支援法が施行され、この事業は市の必須の事業として実施され、本市ではこれより早く専任の手話通訳者の設置を決め採用しているが、現在の状況についてはどうか。

答 現在、専任の手話通訳者と手話通訳者補助の、行政嘱託職員二名を配置しています。また、県へ手話通訳と、要約筆記の依頼をしています。昨年、設置通訳者利用件数は、生活医療等で七百六十四件、派遣通訳は四百二十七件、要約筆記利用件数は、八件となっています。

問 聴覚障がい者の社会参加を担う手話通訳者が、期限付の行政嘱託職員では、継続した責任ある支援は望めません。手話通訳者は、救急の対応や、生活相談等、昼夜を問わない業務を行っている。また、通訳者の職業病

である頸肩腕障害を保障する意味でも、正規職員として採用し身分保障をすべきだと思うが。

答 社協に委託して、社協の正規職員となっている市もあります。今後調査研究していきます。また、頸肩腕障害については、年一回の検診を実施しています。

問 今後、コミュニケーション事業を充実していくために、通訳者の身分保障を強く要望します。その他、認知症対策について質問しました。



手話通訳の様子



佐藤 貴雄
(民声クラブ)

人権行政・格差社会への 取り組みについて

人権行政について

問 子どもの権利を守ることは行政や大人の責務です。子どもの権利条約制定の必要性は。

答 権利の主体である子どもたちの保護者や関係者等の意見も聞き、条例の必要性を判断します。来春施行される障害者差別解消法についての対応は。

答 施設や街中の段差解消、様式や書類表現の配慮、利用しやすい制度改善等を推測しています。性同一性障害等、性的マイノリティへの配慮は。

答 行政や教育現場でもしていません。人権的啓発に努めます。**格差社会への取り組みについて**

問 子どもの貧困について、生活困窮者等の現状把握は。

答 多角的な調査はしていません。**問** 貧困解消の支援施策は。

答 生活保護以外に学習支援を準備し、生活困窮者自立支援法で生活支援相談を設置しました。

問 子ども・子育て支援事業計画の訪問・相談事業を子どもの貧困対策として取り組むことは。

答 妊娠相談や乳幼児健康診査・入園相談等、早い時期での相談や訪問で貧困状況等を把握し、支援できるよう努めます。

問 人権や貧困は目に見えない課題であり、命に関わる問題であるという意識を持つべきでは。**答** これまでは支援や制度の網からもれてきた部分です。思いをもつて施策を進めていきます。



人権教育講演会